百二十七　陸上自衛隊目達原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	佐賀県三養基郡みやき町
立野七番地一	立野（次の図面に示す部分に限る。）	大曲（次の図面に示す部分に限る。）、立野、豆田（次の図面に示す部分に限る。）及び吉田（次の図面に示す部分に限る。）	大字中津隈及び大字原古賀（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		佐賀県三養基郡上峰町	佐賀県三養基郡上峰町
			大字堤、大字坊所及び大字前牟田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	佐賀県三養基郡上峰町		
	大字坊所（次の図面に示す部分に限る。）		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十八　陸上自衛隊目達原駐屯地鳥栖分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
佐賀県鳥栖市	佐賀県鳥栖市	佐賀県鳥栖市
村田町千八十九番地一	村田町（次の図面に示す部分に限る。）	江島町（次の図面に示す部分に限る。）、儀徳町（次の図面に示す部分に限る。）、蔵上四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蔵上町（次の図面に示す部分に限る。）、幸津町（次の図面に示す部分に限る。）、桜ケ丘町、立石町（次の図面に示す部分に限る。）、西新町（次の図面に示す部分に限る。）、原古賀町（次の図面に示す部分に限る。）、平田町（次の図面に示す部分に限る。）、村田町（次の図面に示す部分に限る。）及び山浦町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十九　陸上自衛隊佐賀駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
佐賀県佐賀市	佐賀県佐賀市	佐賀県佐賀市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
川副町大字犬井道九千四百七十六番二十九	川副町大字犬井道（次の図面に示す部分に限る。）	川副町大字犬井道及び川副町大字小々森（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十三度八分四十五秒、東経百三十度十八分三十一秒の点 二　北緯三十三度八分二十九秒、東経百三十度十八分十三秒の点 三　北緯三十三度八分二十八秒、東経百三十度十七分四十九秒の点 四　北緯三十三度八分三十四秒、東経百三十度十七分十五秒の点 五　北緯三十三度八分五十三秒、東経百三十度十六分五十七秒の点 六　北緯三十三度九分十秒、東経百三十度十六分五十一秒の点 七　北緯三十三度九分三十六秒、東経百三十度十六分五十七秒の点 八　北緯三十三度九分四十二秒、東経百三十度十七分七

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。